

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合連絡調整会議設置規程

平成27年4月1日

訓令第2号

改正 令和2年5月15日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合規約第3条に規定する共同処理する事務に関する連絡調整を図るために設置される伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 連絡調整会議は、組合を構成する関係市の廃棄物行政を担当する部長及び課長並びに組合事務局職員をもって組織する。

2 組合事務局長（以下「事務局長」という。）は、連絡調整会議の会議（以下「会議」という。）の議長となり、連絡調整会議を代表する。

(所掌事項)

第3条 連絡調整会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 施設整備基本計画に関する事項
- (2) 組合負担金に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、連絡調整会議において所掌することが必要と認められる事項

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて開催し、事務局長が招集する。

2 事務局長は、会議に必要があると認められるときは、第2条第1項に規定する者以外の者を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第5条 連絡調整会議に、関係市の担当者等を構成員とする作業部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 連絡調整会議の庶務は、組合事務局において行う。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第1号）

この訓令は、公示の日から施行する。